明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報

（号外）

独立行政法人国立印刷局

目次

〔省令〕
○検疫法施行規則の一部を改正する省令（厚生労働一四七）　一

〔規則〕
○暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律施行規則等の一部を改正する規則（国家公安委一一）　四
○警備業の要件に関する規則等の一部を改正する規則（同一二）　七

〔告示〕
○不当要求情報管理機関登録規程の一部を改正する件（国家公安委三五）　元
○政党助成法第五条第三項の規定による政党の届出事項の異動の届出があったので公表する件（総務三六九）　三

〔公告〕
裁判所
諸事項
破産、免責関係　三

特殊法人等
独立行政法人平成二十三事業年度財務諸表（国立がん研究センター・国立循環器病研究センター・国立精神・神経医療研究センター・国立国際医療研究センター・国立成育医療研究センター・国立長寿医療研究センター）関係　三

地方公共団体
行旅死亡人、公示送達関係　八

会社その他
会社決算公告　六七

省令

○厚生労働省令第百四十七号

検疫法（昭和二十六年法律第二百一号）第二十六条第一項及び第二項並びに第二十六条の二の規定に基づき、検疫法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十四年十月十七日

厚生労働大臣　三井　辨雄

検疫法施行規則の一部を改正する省令

検疫法施行規則（昭和二十六年厚生省令第五十三号）の一部を次のように改正する。